

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p style="text-align: center;">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく〇〇〇重度障害者等包括支援運営規程</p> <p>（事業の目的）</p> <p>第1条 ***が設置する〇〇〇（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員、（施設）及び運営管理に関する事項を定め、指定重度障害者等包括支援の円滑な運営管理を図るとともに、その対象となる障害者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の立場に立った適切な指定重度障害者等包括支援サービスの提供を確保することを目的とする。</p> <p>（運営の方針）</p> <p>第2条 事業所は、常時介護を要する利用者で、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うとともに、これらサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。</p> <p>2 指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者等に対しては懇切丁寧を旨とし、支援上必要な事項について理解しやすいよう説明を行うものとする。</p> <p>3 事業所は、指定重度障害者等包括支援の提供に資するため、利用者等の所在する市町村、委託する他の指定障害福祉サービス事業者等及び協力する関係医療機関はもとより、その他福祉サービス事業者又は保健医療サービス提供事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>4 事業所は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>5 前四項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年千葉県条例第88号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定重度障害者等包括支援を実施するものとする。</p>	<p>「〇〇〇」は、事業所の正式名称を記載してください。</p> <p>「***」は、開設者（法人名）を、「〇〇〇」は、事業所の正式名称を記載してください。</p>

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、**担当者**を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 **〇〇〇**

(2) 所在地 **千葉県××市〇〇町×丁目×番×号 * *ビル×号**

(事業所で提供可能なサービスの種類、協力医療機関等)

第5条 事業所において提供可能な指定重度障害者等包括支援以外の指定障害福祉サービスは、次のとおりとする。

(1) **重度訪問介護、生活介護、短期入所、...**

指定番号 **121*******

(2) **重度訪問介護、生活介護、短期入所、...**

指定番号 **121*******

2 事業所が委託することにより提供可能な指定重度障害者等包括支援以外の指定障害福祉サービスは、次のとおりとする。

(1) **重度訪問介護、生活介護、短期入所、...**

指定番号 **121******* 或いは
厚生労働省令第174号 第〇章施設基準該当

(2) **重度訪問介護、生活介護、短期入所、...**

指定番号 **121******* 或いは
厚生労働省令第174号 第〇章施設基準該当

3 事業所がその事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有し、協力する体制を有する医療機関は、次のとおりとする。

(1) 名 称 **医療法人 〇〇会 △△病院**

(2) 診療科目 **神経内科、脳神経外科、etc.**

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている指定重度障害者等包括支援の実施に関する規定を遵守させるた

令和4年度から義務化
令和6年度一部改正

「〇〇〇」は、事業所の正式名称を記載してください。
所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載してください。

(2)以降は複数のサービスを有する場合に記載してください。
但し、療養介護及び共同生活援助は対象となりません。
委託により提供するサービスについても同様です。また、指定を受けていなければ指定番号を記載してください。指定を受けていない施設でも省令の基準を満たしていれば委託対象になります。その対象施設は生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び施設入所支援に限ります。

管理者がサービス提供責任者を兼務する場合は、「(常勤職員。サービス提供責任者兼務)」と記載してください。

サービス提供責任者が管理者を兼務する場合は、「(常勤職員。管理者兼務)」等と記載してください。

め必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 ○名 (うち、○名専任常勤職員)

ア サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として具体的なサービス内容等を記載したサービス利用計画を作成する。この作成に当たっては、当該計画の原案に位置付ける障害福祉サービスの担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、又はサービス担当者に照会する等により専門的な見地からの意見を求めるものとする。

イ アにより作成したサービス利用計画は、利用者等にその内容を説明するとともに交付する

ウ サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後も当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。変更計画作成に際してもア及びイの例により作成し交付する。

(3) 従業者 ○名 (常勤職員 ○人、非常勤職員 ○人)

従業者は、指定重度障害者等包括支援の計画に基づき指定重度障害者等包括支援の提供に当たる。

(4) 事務職員 ○名 (常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名)

必要な事務を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。

(3) サービス提供時間はサービス利用計画に従う。

(4) この他、事業所は利用者からの連絡に随時対応できる体制をとる。

(指定重度障害者等包括支援を提供する主たる対象者)

第8条 事業所において指定重度障害者等包括支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) I類型の者 (身体障害者かつ判定基準で対象となる者)

(2) II類型の者 (最重度知的障害者かつ判定基準で対象となる者)

(3) III類型の者 (障害程度区分の認定調査項目の内行動関連項目 (11項目) 等の合計点数が15点以上である者)

(利用者の数)

第9条 事業所において指定重度障害者等包括支援を提供できる利用

「営業日」「営業時間」は、利用者からの相談や利用受付等が可能な日及び時間を記載してください。日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載してください。

主たる対象者を指定しない場合は、本条は不要です。

別紙「指定障害福祉サービスの主たる対象者届出書」により届け出る内容を記載してください。

者数は、○名とする。

(指定重度障害者等包括支援の内容)

第10条 事業所は、自ら或いは委託して実施することにより、利用者が希望する障害福祉サービスを総合的に提供する。このうち、自らが実施することにより提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定重度障害者等包括支援計画の作成
- (2) 居宅介護（重度訪問介護）に関する内容
 - ア 身体介護
 - イ 家事援助
 - (ウ 見守り)
 - (エ 外出介護)
 - オ 通院等の介助
 - カ その他必要な身体の介護及び家事
- (3) 行動援護に関する内容
 - ア 外出時及び外出の前後に予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応
 - イ 前号に附帯するその他必要な介護、相談、助言
- (4) 短期入所に関する内容
 - ア 食事の提供
 - イ 入浴又は清しき
 - ウ 身体等の介護
 - エ 機能訓練
 - オ 生活相談
 - カ 健康管理
 - (キ 送迎サービス)
- (5) 生活介護に関する内容
 - ア 食事の提供
 - イ 入浴又は清しき
 - ウ 身体等の介護
 - エ 日常生活上の支援
 - オ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
 - カ 機能訓練
 - キ 生活相談
 - ク 健康管理
 - (ケ 送迎サービス)
- (6) 施設入所支援に関する内容
 - ア 食事の提供
 - イ 入浴又は清しき
 - ウ 身体等の介護

第10条に記載する各種サービスは、事業所が自ら提供するサービスについて、記載してください。ここに掲載した各事業はあくまで例として掲載したものであり、列挙した事業の全てを提供しなくてはならないという訳ではありません。

道路運送法旧法第80条或いは同法新法第79条の許可がない場合、従業者が自ら運転して通院を支援することは出来ません。

- エ 利用者の特性に応じた訓練
- オ 日常生活上の支援
- カ 生活相談
- キ 健康管理
- (ク 送迎サービス)

(7) その他の支援

(2) から (6) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者等から受領する費用の額等)

第 1 1 条 指定重度障害者等包括支援を提供した際には、利用者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道〇〇キロメートル未満 〇〇円

(2) 事業所から片道〇〇キロメートル以上 〇〇円

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

4 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 1 2 条 通常の事業の実施地域は、〇〇市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 1 3 条 現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 1 4 条 提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受

* 基準第 21 条第 1 項(準用)

* 基準第 21 条第 3 項(準用)

重度障害者等包括支援事業者は、利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において居宅介護等を行う場合、交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができます。その場合は左記の項目を記載することとします。

* 基準第 21 条第 5 項(準用)

* 基準第 21 条第 4 項(準用)

* 基準第 28 条(準用)

* 基準第 39 条第 1 項(準用)

<p>け付けるための窓口を設置するものとする。</p> <p>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。</p> <p>2 提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村、又は千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。</p>	<p>* 基準第 39 条第 2 項(準用)</p> <p>* 基準第 39 条第 3～5 項(準用)</p> <p>* 基準第 39 条第 7 項(準用)</p>
<p>(その他運営に関する重要事項)</p> <p>第 15 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。</p> <p>(1) 採用時研修 採用後○カ月以内</p> <p>(2) 継続研修 年○回</p> <p>2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。</p> <p>3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込むものとする。</p> <p>4 事業所は他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。</p> <p>5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。</p> <p>6 事業所は、利用者等に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。</p> <p>7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は***と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。</p>	<p>* 基準第 36 条第 1 項(準用)</p> <p>* 基準第 36 条第 2 項(準用)</p> <p>* 基準第 36 条第 3 項(準用)</p> <p>* 基準第 42 条第 1 項(準用)</p> <p>* 基準第 42 条第 2 項(準用)</p> <p>「***」は、開設者（法人名）を記載してください。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和○○年△△月 1 日から施行する。</p>	<p>開設年月日（指定年月日）を記載してください。</p>